

公共工事等設計労務単価等の適用について

平成30年3月1日

県の公共三部（環境森林部、農政水産部、県土整備部）において発注する工事、設計・測量業務等の積算に用いる労務、技術者等単価について、下記のとおり適用することとしましたのでお知らせします。

記

1 労務、技術者等単価の適用について

労務、技術者等の単価について、今般、農林水産省及び国土交通省において、新労務単価を設定し平成30年3月から適用することが決定されたことをうけ、県発注の工事等についても新単価を平成30年3月から適用することとしました。

これにより、公告されている単価抜き設計書の単価適用年月が「平成30年3月」以降の工事等については、新単価を適用しています。

なお、平成30年3月から新単価を適用するものは次のとおりです。

- ・ 公共工事設計労務単価
- ・ 機械設備工事積算に係わる標準賃金
- ・ 電気通信関係技術者、点検技術者等単価
- ・ 設計業務委託等技術者単価
- ・ 港湾請負工事積算基準に係る標準賃金

各単価の詳細については国土交通省のホームページをご覧ください。

また、「公共工事設計労務単価」については、県民情報センター、自然環境課、農村計画課、技術企画課、西臼杵支庁、各農林振興局、各土木事務所で閲覧可能です。

2 お問い合わせ先

環境森林部 自然環境課 技術管理担当 TEL：0985-26-7164

農政水産部 農村計画課 技術管理担当 TEL：0985-26-7165

県土整備部 技術企画課 技術基準担当 TEL：0985-26-7047